

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2009-106710

(P2009-106710A)

(43) 公開日 平成21年5月21日(2009.5.21)

(51) Int. Cl.

A 6 2 B 18/02 (2006.01)
A 6 2 B 23/02 (2006.01)

F 1

A 6 2 B 18/02
A 6 2 B 23/02

テーマコード (参考)

2 E 1 8 5

審査請求 未請求 請求項の数 1 書面 (全 4 頁)

(21) 出願番号 特願2007-305038 (P2007-305038)
(22) 出願日 平成19年10月30日 (2007.10.30)

(71) 出願人 507388133
広野 晶生
岐阜県岐阜市鹿島町8丁目30番地
(72) 発明者 広野 晶生
岐阜県岐阜市鹿島町8丁目30番地
(72) 発明者 石井 セツ子
岐阜県岐阜市鹿島町8丁目30番地2F
Fターム(参考) 2E185 AA08 BA04 BA08 CB07 CB16
CC32

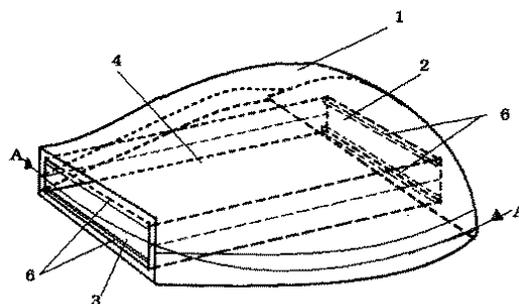
(54) 【発明の名称】 簡易マスク

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 簡易マスクと接触する部分の隙間をなくし、外気ろ過能力が高く且つ、使用者の外観を損ねない簡易マスクを提供する。

【解決手段】 簡易マスクの使用場所を顔面から口内へ移し、そして簡易マスク1は口内にて外気をろ過しつつ使用者が通常の呼吸が行えるように形成し、また、使用者が唇や舌を使って人為的に操作することにより隙間を完全に塞ぐことのできる構成にした。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

簡易マスクの機能を有する本体全体を口内に装着し、ろ過フィルタを通し呼吸することのできるように、本体両端、呼吸口と吸排口をフィルタ室内の空間にて繋ぎ、このフィルタ室内に設置した、ろ過フィルタを通し呼吸することができる構造にした簡易マスク。

【発明の詳細な説明】**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は、一般家庭用の気密性確保により、気体ろ過能力向上を図った簡易マスクに関する。

【背景技術】**【0002】**

近年、家庭用の簡易マスクは、例えば特許公開公報「特開 2003 - 047668号」や「特開 2004 - 049356号」に記載されているように、簡易マスク本体の縁と顔面との密着性を高めるなど簡易マスク本体に形状策をほどこしたものが主流になってきている。

【0003】

以下、図 5 により従来の簡易マスクについて説明する。

図において、簡易マスク本体 7 は、マスク本体を左右等分に折り畳んだ状態で、その縦中央線側の上縁一角に三角形のつこの片 8 を有している。

【0004】

つこの片 8 の形成によって、左右等分に折り畳んだ簡易マスク本体 7 をひろげた時、マスク本体の上縁中央が V 字状となり、その形状は鼻元と合致し密着性を高める。

【発明が解決しようとする課題】**【0005】**

以上に述べた従来の簡易マスクの問題点は、つこの片 8 の形成により成る V 字状部分の形状が必ずしも使用者の鼻もとに合致せず、またこの場合鼻もとから頬にかけて、簡易マスク本体周りの縁と顔面の間に、隙間が生じ易く密着性の低いものであった。また吐く息によりフィルタが湿ることで、フィルタの気体ろ過能力を低下させ、さらに外観的に使用者の外観を損ねるものであった。

【0006】

本発明は、このような従来の簡易マスクの形成が有していた問題を解決しようとするものであり、マスクと接触する部分の隙間をなくすことで使用者個々の凹凸による特徴を選ばず密着させ、且つ構造が簡単で製作コストの低い簡易マスクを提供する。

【課題を解決するための手段】**【0007】**

そして、本発明は上記目的を達成するために、簡易マスクの使用場所を顔面から口内へと移し、フィルタを通し気体ろ過をしながら通常の呼吸が行える構造形成としたものである。

【0008】

上記の課題解決手段による作用は次の通りである。

マスク本体を口内に装着することで、使用者の上唇や舌、又は下唇の人為的な操作により、マスク本体との接触部分の隙間を塞ぐことができるようになるため、密着性を確保すると共に気体ろ過能力を高める事ができる。またフィルタの湿りによる、ろ過能力の低下を防止すると共に使用者の外観を損なうことなく使用できる。

【発明を実施するための最良の形態】**【0009】**

以下、本発明の実施の形態として一実施例を図 1 ~ 図 4 に基づいて説明する。

【0010】

図において1はドーム型の簡易マスク本体で、呼吸口2と吸排口3までの間はフィルタ室4の空間により通気する。

【0011】

5は、ろ過フィルタで、フィルタ室4の空間内にストッパー6に支持され収まる。

【0012】

以下、上記構成の動作を説明する。使用者の口内において呼吸による吸圧で、外気は吸排口3から取り込まれ、フィルタ室4内のフィルタ5を通過するが、このとき簡易マスク本体1は、使用者の上唇と舌、または舌唇の人為的な操作により完全に隙間をなくすることができるため、外気はフィルタ室4に設置されたフィルタ5を確実に通過し、ろ過清浄された外気を、呼吸口2から吸気することができる。または吐く息は使用者の鼻または、吸排口3の下部より排気することができるため、吐く息によるフィルタの湿りを防止しフィルタ5の持つ、ろ過能力を保つことができる。

また、使用者の外観を損ねることなく使用することができる。

【発明の効果】

【0013】

上述べしたように、本発明の簡易マスクは、マスク本体と接触部の隙間をなくすと共に、吐く息によるフィルタの湿りを防止することができ、且つ使用者の外観を損ねることなく使用することができ、密着性の高い簡易マスクを提供できる。

【0014】

またフィルタが取替えられ、且つ掃除が簡単なため、衛生的に扱いやすくなるという効果を発揮するものである。

【0015】

吐く息に関しても、フィルタを確実に通過させ清浄しながら排気することのできる簡易マスクを提供できる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の一実施例を示す簡易マスクの斜め側面上部から見た外観及び、フィルタ室の透視図

【図2】同簡易マスクの図1におけるA-A線断面図

【図3】同簡易マスクの後方から見た外観図

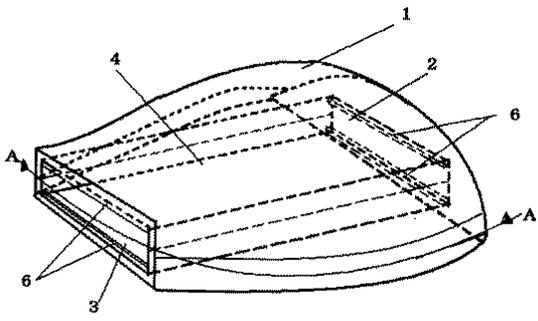
【図4】フィルタの外観図

【図5】従来の難易マスクの側面から見た外観図

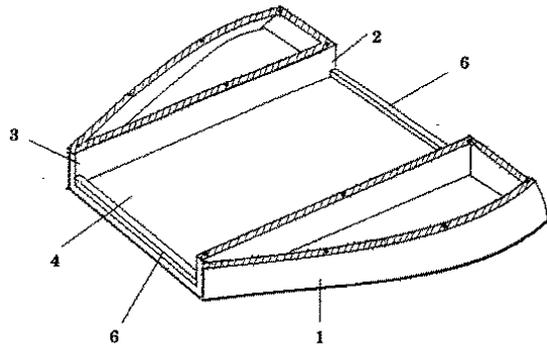
【符号の説明】

簡易マスク本体 1
フィルタ室 2
ストッパー 6

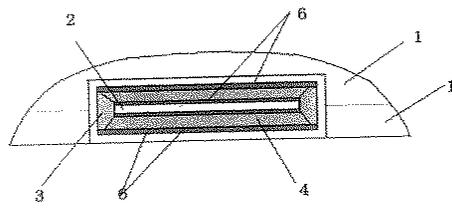
【図1】



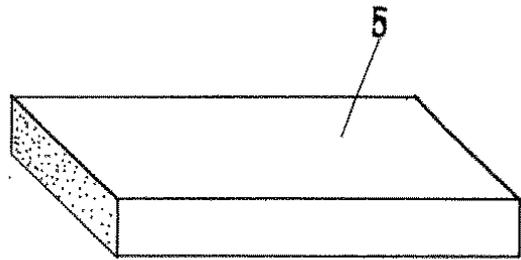
【図2】



【図3】



【図4】



【図5】

